

## 戦没者等のご遺族へ 特別弔慰金の申請を

福祉政策課 ☎229-3283 FAX229-3334

令和7年4月1日時点で恩給などの受給者がいない場合に、次の順番による先順位の遺族お一人に第十二回特別弔慰金が支給されます。

**先順位** 戦没者等の死亡当時のご遺族で戦没者等の①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦3親等内親族(甥、姪など) ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件により順位が入れ替わる場合があります。また、⑦については戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計を共にしていた人に限ります。

**申し込み** 福祉政策課または各総合支所市民福祉課(福祉課)窓口へ

**締め切り** 令和10年3月31日(金)

## 災害に遭った場合に 市税等を減免



資産税課 ☎229-3132 FAX229-3331

地震や風水害、火災などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税等が、被災の程度に応じた割合で減免される制度があります。減免を受ける場合は、原則納期限の7日前までに「減免申請書」と「被災証明書」を提出してください。

### 固定資産税・都市計画税(資産税課)

- 災害により、面積の2割以上の地形が変わった土地
- 全壊、半壊または床上浸水による損害金額が、被災時における価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産

### 市・県民税・森林環境税(市民税課☎229-3130)

- 災害により、本人(同居の扶養親族を含む)が所有する住宅または家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、被災時における価格の3割以上であると認められる場合  
※所得制限あり
- 災害により死亡した場合 など

## マイナンバーカードの 受け取り予約について



市民課 ☎229-3198 FAX221-1173

マイナンバーカードをインターネットや郵送で申請し、市役所の窓口で受け取る人には、待ち時間が少なくて済む受け取り予約がお勧めです。インターネットや電話で予約ができますので、交付通知書に同封の案内を確認の上、お越しください。

マイナ・ステーション(アスト津4階)では、土・日曜日や祝・休日(年末年始やシステム停止日を除く)でも受け取りが可能です。また、市民課窓口では、休日交付窓口を月2回開設しています。いずれも受け取りには予約が必要です。

## ひとり世帯高齢者 実態把握調査について

高齢福祉課 ☎229-3156 FAX229-3334

ひとり世帯高齢者の緊急連絡先等を把握し、地域での見守りや福祉サービスの提供などにつなげて、高齢者の自立した生活を支えるために、令和8年5月末時点で75歳以上の高齢者を対象に実態把握調査を実施します。また、65歳～74歳で、地域での見守りが必要と思われる人についても、調査を実施します。

調査で訪問する民生委員には守秘義務があり、調査内容が他に漏れたり、他の目的で使用されたりすることはありません。

**調査期間** 8月1日(土)～11月30日(月)

